

資料1及び2

委員名	意見（要旨）	対応等
加藤委員	身近な犯罪の認知件数の減少は良い傾向であるが、それらの解決案は如何なものか。	—
加藤委員	資料1、23ページの「商店街振興事業補助」、26ページの「万引きされない店舗づくりの推進」について、具体的にはどのような取組か。	<p>「商店街振興事業補助」は、商店街等が実施する商店街活性化事業に要する経費の一部を補助することにより、商店街の振興を図ることを目的としているもので、「店舗魅力向上型」補助では、商店街が主体となって、広島市中小企業支援センターの実施する「商店街等活性化支援アドバイザー派遣」等の支援を受けて、会員店舗の魅力向上についての研究等を実施した結果、必要とされる事業に対する補助を行っています。例えば、複数の商店街が当該補助金を活用して店舗照明のLED化を行い、お店の魅力向上を図るとともに夜間の明るさを確保することで安心・安全なまちづくりに寄与すると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助率 2/3 ○ 上限額 70万円 <p>「万引きされない店舗づくりの推進」は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会SS活動報告会において、万引きされにくい店舗づくりなどについて意見交換を行う予定であったが、コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できませんでした。</p>
加藤委員	犯罪の減少、そして解決の策には、やはり防犯カメラ、防犯機器等の整備が急務だと思う。	—
狩谷委員	資料1、25ページ、資料2、12ページ、15ページに関連してDVというか夫婦、家族間の暴力の中には、「老々介護」によるもの、ニュースでは目にすることが多い「個人的なことを行政や近所の人に相談するのを嫌う人も少なくない」と聞くと、防ごうと思えば防ぐことができた殺人や心中未遂事件もあるので、地域で、また行政によってどのようにサポートしていくか課題になると思った。 他方でよく啓発活動が行われている特殊詐欺については（5ページ）令和2年で認知件数も被害額も減少しているのはなぜだろうかと疑問に思った。（ニュースや新聞ではよく事件について取り上げられている印象がある。）	—
木原委員	多様化している犯罪に対してどうすれば抑止効果が得られるかということは市民にとつては常に心しているところである。 いろいろと作成されているポスター等が特定だけの所の掲示ではなく各町内会にある掲示板が何か所かあるのでその数だけの配布があればよいと思う。	町内会に配布するポスター等については、予備がある場合は追加で配布できることもあるので、作成者に御相談してください。
木原委員	複雑な路地等に防犯カメラの設置があればと思う。町内で負担するにはとても高価である。	本市では町内会等防犯活動を行っている団体に対し、その活動を補完するために一部補助を行っていますので、御理解ください。 ○ 補助率 補助対象経費の3/4以内 ○ 補助限度額 1台につき30万円
木原委員	安全なまちづくりに多種多様な事業を企画され実施されていることに深く感謝する。	—
西田委員	非行や犯罪のない安全・安心な地域づくりには、再犯防止の体制を構築することや社会復帰の支援として、広島市くらしサポートセンターによる支援や保険、医療、福祉サービスの提供等連携して取り組む必要がある。 また、広島市ホームページや広報紙等により、各ボランティアの紹介や募集についても広く広報していただき、市の職員やOBの方、また市民の皆様にも周知していただけるようご協力いただきたい。	今後、市民への周知方法について検討していきたいと思います。

委員名	意見（要旨）	対応等
橋本委員	<p>資料1について、刑法犯認知件数は7,500件/年以下と掲げられた目標に関して、令和2年は5,726件となり、コロナ禍の諸々の影響も考えられるが、その他の数値目標とともに達成し、減少していることは市民としても喜ばしく感じられる。</p> <p>4つの基本方針について、各課が連携、さまざまな事業を実施・展開され、そのそれぞれ10から30数件のなされている事業の内容等を目にしていくと（延件数はさらに増加しており）こういうことが積み重ねられて、安全なまちづくりに着実に繋がっていることを改めて痛感した。</p> <p>資料2についても、基本方針は5つとなり、事業の見直しと削除、そして追加もされ刷新、一層充実したものになされ、積み重ねられて日々の安全なまちづくりに繋がっていくものと、資料1と同様に感じている。</p>	—
柳原委員	<p>資料1、25ページ市営住宅への入居について、当選確率を2倍にするとあるが、犯罪被害の被害者の状況によっては、優先的に入居できるようにしてほしい。</p>	<p>DV被害者世帯、DV被害者単身者及びその他の犯罪被害者等世帯のうち、市営住宅の入居資格を満たす場合は、国の通知を踏まえ、特に居住の安定確保が必要な者として入居者選考において優先的に取り扱っています（定期公募）。さらに、先着順により入居可能な市営住宅を提供しており（常時公募）、近年、提供戸数を拡充しています。</p> <p>また、入居者資格の有無にかかわらず、原則一年間の市営住宅の一時的な提供を行っており、これらのことについて各区役所建築課の窓口で相談を受け付けています。</p>
柳原委員	<p>犯罪被害者等支援条例については是非制定にむけて前向きに検討してもらいたい。</p>	<p>資料3のとおり検討を開始しています。</p>

資料3

委員名	意見（要旨）	対応等
加藤委員	<p>見舞金を含め、幅広い支援が大切と思う。</p>	—
狩谷委員	<p>感想になるが「広島市犯罪被害者等見舞金制度」が開始されて良かったと思う。支給額には充分と言えないかもしれないが、支援条例（仮称）（資料）1-4にあるように、条例の制定や制度の開始によって市民の意識の高揚につながり、犯罪被害者との家族の負担軽減や平穏な生活の回復に少しでもつながることを期待する。</p> <p>一点気になるのは「Q&A」の最後で「加害者との間に親族関係がある場合」がなぜ見舞金支給の対象にならないことがあるのか疑問に思った。</p>	<p>犯罪被害者等見舞金について、加害者と被害者の間に親族関係があった場合、被害者の親族に支給を認めることにより、加害者の利益につながることを考えられることから対象としていません。</p>
木原委員	<p>未解決の犯罪の多い中では資料3の被害者等に支援条例が制定されれば市民として、まさに安全なまちづくりの大きな種となると思う。</p>	—
西田委員	<p>「犯罪被害者等支援条例（仮称）」の早期制定を期待する。</p>	—
橋本委員	<p>犯罪被害者等支援条例の制定の制定については、資料2の令和3年行動計画に検討が挙げられており、いよいよ制定に向けて進んでいくこととなったことに改めて思いを深くした。</p> <p>こういうことがあってはならないけれども、明日被害に遭うかもしれない全ての市民のためのセーフティネットとして、決して特別なことではないということに、一市民としても思いをいたし、犯罪被害者等の方々のおかれる様々な困難やその心情等を慮って、市民の一人として責務をはたしたいと考える。</p>	—